移動型給水設備「水色スイッチポータブル」貸付申請書（本市関係）

［元号］　年　月　日

水道局長　 あて

　　　　　　　　　　　　（申込者） 　 局・室・区：

所 属 長：

担　　当：

電話番号：

メールアドレス：

移動型給水設備「水色スイッチポータブル」（以下「本件設備」という。）を次のとおり使用

したいので、貸付を申し込みます。

申請にあたり、次ページの使用の条件を遵守します。

記

１　本件設備を使用する催し等

２　使用場所

３　貸付期間（※貸出日及び返却日を含めて7日以内）

［元号］　年　月　日　から　［元号］　年　月　日まで

４　貸付設備（※１回の催し等について１台を原則とします。特別な事由がある場合は理由書を添付してください。）

　　　移動型給水設備「水色スイッチポータブル」　　　　台（付属品を含む。）

５　添付資料

　⑴　企画書、チラシその他本件設備を使用する催し等の概要が分かる書類

　⑵　本件設備の配置図

　⑶　申込者が本件設備を使用する催し等の主催者でないときは、当該催し等において本件設備を使用することについて主催者が承認していることが明らかになる書類

【使用の条件】

（貸付料等）

第１条　本件設備の貸付料は、無料とする。ただし、本件設備の設置及び返納、これらに係る運搬、維持管理、水道の使用等に要する経費については、申込者の負担とする。

（使用上の制限）

第２条　申請者は、本件設備を借受け、使用する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　本件設備を善良な管理者の注意をもって管理すること。

⑵　本件設備を他のものに譲渡し、交換し、若しくは転貸し、又は担保に供しないこと。

⑶　貸付期間満了の日までに本件設備を指定された場所に返納すること。

⑷　その他水道局長が付した条件に従うこと。

（貸付承認の取消し）

第３条　水道局長が、次のいずれかに該当すると認めるときは、水道局長は、本件設備の貸付けの承認を取り消すとともに、使用に関する協定を解除することができる。

　⑴　申込者が偽りその他不正の手段により貸付けの承認を受けたとき。

⑵　申込者が貸付期間中に当該貸付けに係る本件設備を使用しなくなったとき。

　⑶　申込者が前条各号に掲げる事項を遵守しなかったとき。

　⑷　水道事業において本申請に係る本件設備を使用する必要が生じたとき。

　⑸　本申請に係る本件設備の故障その他の異常により、承認した内容どおりの引渡しができないとき。

　⑹　その他水道局長が必要と認めたとき。

２　前項第４号の規定により本件設備の貸付けの承認を取り消したときは、第１条ただし書の規定にかかわらず、当該本件設備の返納及び運搬に要する経費については、水道局の負担とする。

（損害賠償）

第３条　申込者は、故意又は過失により、貸付けに係る本件設備を遺失し、若しくは滅失し、又は損傷し、若しくは故障その他の異常を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。

（水道局の無答責）

第４条　本件設備の貸付期間中に起きた事故により申込者が被った損害又は申込者が第三者に与えた損害及び第２条第１項の規定により貸付けの承認を取り消したことに伴い申込者又は第三者に生じた損害については、水道局は一切その責めを負わない。